

建設工事標準請負契約約款 新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="459 220 768 288">建設工事標準請負契約約款 (建設工事請負契約書)</p> <p data-bbox="125 344 170 373">(略)</p> <p data-bbox="125 432 320 461">(前払金の使用等)</p> <p data-bbox="107 475 1120 802">第 37 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から令和 <u>7</u> 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 <u>7</u> 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p data-bbox="125 858 170 887">(略)</p>	<p data-bbox="1496 220 1805 288">建設工事標準請負契約約款 (建設工事請負契約書)</p> <p data-bbox="1160 344 1205 373">(略)</p> <p data-bbox="1160 432 1355 461">(前払金の使用等)</p> <p data-bbox="1142 475 2154 802">第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和<u>6</u>年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和<u>6</u>年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p data-bbox="1160 858 1205 887">(略)</p>